

8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(平成27年度末現在)

項目	所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数		218	686	56	18	30	87	34	45	52	30	27	61	1344
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数		47	183	22	7	10	18	12	12	12	16	17	28	384
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		21	63	18	2	5	6	6	5	5	3	3	9	146
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数		173	413	56	19	19	63	23	42	55	23	16	36	938
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数		587	352	183	37	99	155	172	149	110	76	62	92	2074
法第4条第2項に基づき調査命令を発出した件数		18	23	7	0	5	6	10	18	2	1	1	2	93
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		11	24	5	0	4	4	8	10	2	1	0	2	71
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数		29	132	21	0	19	11	11	22	9	1	0	1	256

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壤汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村(大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。